

NPO 法人高齢者支援ネット 「遺言書の書き方教室」

遺言書の力

私ども行政書士が、相続手続きについての相談をお受けする際に「遺言書があれば、なんとかなりましたか？」との質問に「そうですね。」とお答えすることや、「ああ～こんなときに、遺言書があったらなあ～」と 思うことが、しばしばあります。

遺言書には、
{ 大切な人を守る力
争いを防ぐ力
} があります。



今日は、相続についての簡単な基礎を知り、遺言書が必要な場面や書き方を知ってください。

遺言書にたくすもの

- ・ 死にゆくものの願いをこめましょう
- ・ 残る財産を把握しましょう
- ・ 大切な人を、争いから守りましょう

遺言書が必要なとき (例)

<input type="checkbox"/> 相続人が多数いる。	<input type="checkbox"/> 配偶者に連れ子がいる。
<input type="checkbox"/> 子供がいない。	<input type="checkbox"/> 内縁の妻がいる。
<input type="checkbox"/> 事業の全部を 特定の人に承継させたい。	<input type="checkbox"/> 認知したい子がいる。
<input type="checkbox"/> 特定の人に 相続させたい・させたくない。	<input type="checkbox"/> 幼い子、介護が必要な 相続人がいる。
<input type="checkbox"/> 相続人以外に財産を残したい。	<input type="checkbox"/> 相続財産は、不動産がおおい。
<input type="checkbox"/> 財産の分け方を指定したい。	<input type="checkbox"/> 特定の財産を特定の人に残したい。

NPO 法人高齢者支援ネット 「遺言書の書き方教室」

法定相続人

残った財産を、相続できる人は、法律で定められています。
それ以外の人（団体）に財産を残すためには、遺言書が必要です。

1. 「相続メモ」P1表1の「相続関係説明図」を完成させましょう！

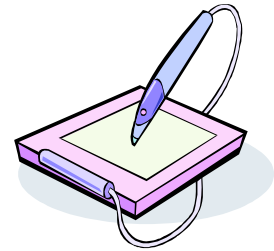
※お名前は、ご自身が判断できればそれで結構です。（イニシャル等）

①に、遺言者（遺言する人・遺言を残して欲しい人）を記入

②に、①の遺言者にとっての配偶者（夫 or 妻）を記入

※現在、法的に婚姻関係にある人です。

離婚した元配偶者・内縁関係にある人は記入しません。



③に、①の遺言者にとっての子を記入します。第1順位（直系卑属）

- 1) 養子の場合も記入します
- 2) 認知した子も記入します。
- 3) 前婚の子も記入します。
- 4) 再婚した配偶者の連れ子は、記入できません。（例外：養子縁組）
- 5) 子が遺言者より先に亡くなったなど、すでに相続人でないときで、その子に子がいればご記入ください

④に、①の遺言者にとっての父・母を記入します。第2順位（直系尊属）

- ・父・母が遺言者より先に亡くなったなど、すでに相続人でないときで、祖父母が御存命のときは、祖父母もご記入ください。

⑤に、①の遺言者にとっての兄弟姉妹を記入します。第3順位（兄弟姉妹）

- ・兄弟姉妹が遺言者より先に亡くなっており、すでに相続人でないときで、兄弟姉妹に子がいるときご記入ください。

2. 法定相続人に印をつけましょう！！

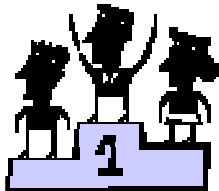
⇒目標 法定相続人が誰かを知り、財産を残したい人（残して欲しい人）が、①の遺言者にとっての法定相続人かを判断しましょう！！

では、完成した相続関係説明図（「相続メモ」P1 **表1**）をご覧ください！！
番号の横の（ ）に○を入れていきます。

- a. 配偶者（②）は、常に相続人です。（現在、法的に婚姻関係にある人）
- b. 1番 高い順番にある人が（第1順位（③）→ 第2順位（④）→ 第3順位（⑤））
法定相続人です。
- c. 上位に、一人でも名前があれば、次の順番の人は相続人ではありません。

3. 遺言者にとっての法定相続人は誰なのか記入して下さい。

※「相続メモ」P2 **表2** **1** **2** を記入してください。



法定相続人以外の人に財産を残すには（残してもらうには）、
遺言書が必要です！！

相続財産の把握

4. 残される財産を記入しましょう！！

※「相続メモ」P2 **表3** に記入してください。

土地・家・預貯金・車など思い当たる財産を御記入ください。
ただし財産は、プラスの財産だけではありません。マイナスの財産も相続する（させる）
こととなります。

NPO 法人高齢者支援ネット 「遺言書の書き方教室」

相続手続きには、法律で定められた期間があります。

例)

- ・ **相続放棄** = 自己のため、相続開始があったこと知ったときより **3 ヶ月以内**
- ・ **相続税の申告** = 相続の開始があったことを知った日の翌日から **10 か月以内**
※提出期限が土・日・祝等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限

残されるもののため、相続財産を把握し知らせましょう！！



5. 相続メモに、法定相続人の相続分を記入しましょう！！

※「相続メモ」P2 **表2** **3**

法定相続分

相続財産の分け方（割合）は、法律で定められています。それとは、違う分け方（割合）にしたいときには、遺言書が必要です。

又、財産を指定して分けたいときも（例：長男に家 etc）遺言書が必要になります。

相続財産の割合は？ ※「相続メモ」P2 **表2** **2**を見て下さい。

1. 配偶者のみ	配偶者が全部
2. 第1順位のみ (子・孫など)	第1順位が全部（人数で等分※）
3. 第2順位のみ (父母・祖父母)	第2順位が全部（人数で等分）
4. 第3順位のみ (兄弟姉妹・その子)	第3順位が全部（人数で等分※）
5. 配偶者と第1順位	配偶者 1/2 第1順位 1/2（人数で等分※）
6. 配偶者と第2順位	配偶者 2/3 第1順位 1/3（人数で等分）
7. 配偶者と第3順位	配偶者 3/4 第1順位 1/4（人数で等分※）

※ 子供 = 婚姻関係にない者との間に生まれた子（非嫡出子）の相続割合は、婚姻関係のある者との間に生まれた子（嫡出子）の $\frac{1}{2}$ です。

養子の相続分は、実子と同じです。

兄弟姉妹 = 父母の一方のみが同じ兄弟姉妹は、父母双方が同じ兄弟姉妹の $\frac{1}{2}$ です。

遺留分

5. 遺留分を知ろう！！

⇒目標 遺留分という制度を知りましょう。



では・・・・・・・・

Q. 「財産はすべて赤の他人に・・・」このような遺言書も有効なのでしょうか？

A. 正しい方法で残した遺言であれば、有効な遺言書として扱われます。



Q. 「財産はすべて赤の他人に・・・」の様な遺言書が残されたとき、法定相続人は、何の主張もできませんか・・・・・・・・？

A. 残された法定相続人を、守る法律があります。



それが、遺留分です。

遺留分とは、法律で定められた法定相続人が最低限の取り分を相続することのできる**権利**です。**遺留分は、権利ですが義務ではありません。**

※主張するもしないも、法定相続人の判断に任せられます。

主張をするには？

→ 遺留分減殺請求をする。

遺留分の主張期間は？

→ 相続及び相続財産の侵害があることを知ったときから
1年間 又は、相続開始から10年間です。

ただし・・・遺留分は法定相続人のすべてに認められる訳ではありません。

→ 遺留分は兄弟姉妹にはみとめられません。



6. 遺留分の割合を知ろう！！

⇒難しいので、資料を参考にしながら聞いて下さい。

法定相続人の遺留分＝ 全体の遺留分×法定相続分です。

では、法定相続人に、最低限保証される権利とは、どのくらい？
(相続人)

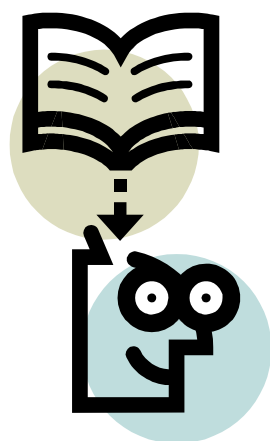
1. 配偶者と子・・・・・・・・・・・・・・・・ 全体の 1/2
2. 配偶者と直系尊属（父・母 祖父母）・・・・・・・・ 全体の 1/2
3. 配偶者のみ・・・・・・・・・・・・・・・・ 全体の 1/2
4. 子どものみ・・・・・・・・・・・・・・・・ 全体の 1/2
5. 直系尊属（父・母 祖父母）のみ・・・・・・・・ 全体の 1/3
6. 兄弟姉妹のみ・・・・・・・・・・・・・・・・ な し

遺留分に反した遺言書は、無効ではありません。

ただ、遺留分に反した遺言書を残と、かえって争いを引き起こす可能性があります。
遺留分の存在を意識し、それに反しない遺言書を作りましょう。

遺言書がなくても、残したい人に（残して欲しい人に）、
考えている財産を考えている分だけ残せそうですか・・・・・・・・？

遺言書を書く必要は、ないですか・・・・・・・・？



次は、遺言書の書き方の基本を、してください！！